

学校法人浪速学院の役員等報酬に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人浪速学院寄附行為第 5 1 条に基づき、役員等報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員等とは、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事及び評議員をいう。
- 二 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- 三 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬額)

第 3 条 役員等報酬は次の通りとし、理事長の報酬額は、次の範囲内で理事会において決定する。また、副理事長及び常務理事の報酬額は、理事長が専決し、理事会に報告するものとする。

- 一 理事長 月額 150 万円～200 万円
 - 二 副理事長 月額 125 万円～150 万円
 - 三 常務理事 月額 100 万円～125 万円
- 2 社宅入居（単身赴任）に伴い発生する諸経費について、その一部を住宅手当相当額として別途支給する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事を除く理事・監事・評議員には役員等報酬を支給しない。
- 4 役員等に賞与は支給しない。
- 5 退職慰労金については、別に定める。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一 報酬 毎月 15 日及び 7 月 5 日と 12 月 5 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払うものとする。）
 - 二 退職慰労金については、別に定める。
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関に口座振込の方法により支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(費用)

- 第 5 条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
 - 3 理事会等会議への出席のための費用は、別に定める。

(報酬等の日割り計算)

- 第 6 条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(補則)

- 第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、平成 19 年 6 月 22 日に施行し、適用は平成 20 年 4 月 1 日からとする。ただし平成 19 年度は役員報酬として年間 15 百万円とし、役員賞与として年間 5 百万円を支給する。
2. この規程は平成 21 年 3 月 27 日に施行する。
3. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
4. この規程の改正（法人名称変更による）は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
5. この規程は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
6. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
7. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
9. この規程は、令和 7 年 12 月 24 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。